

# 障害福祉サービスを利用されている方へ

しょうがいふくし

りよう

かた



## 大切なお知らせ



現在、障害福祉サービスを利用している方は、**65歳**になると、  
介護保険制度を優先して利用することになります。

介護保険サービスの利用には申請が必要です。

介護保険を利用するために準備が必要になりますので、  
身近な支援者の方や、後見人、ご家族にご相談下さい。

かくくやくしょ  
各区役所  
かいごほけん たんとう まどぐち  
介護保険担当窓口  
で申請します。

じぶん かぞく しんせい ばあい しんせい だいこう  
自分や家族で申請できない場合は、申請の代行  
をしてもらうことができます。

ほうれい さだ きょたくかいごしえんじぎょうしよ かいごほけんしせつ  
※法令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設、

また、ちいきほうかつしえん せうだんくだ  
または、地域包括支援センターへご相談下さい。



しょうがいふくし  
障害福祉  
サービス

さい  
65歳

しょうがいしゃせうごうふくしほう かいごほけんほう  
障害者総合福祉法⇒介護保険

たんじょうび にちまえ  
誕生日の**90日前**に  
かいごほけん しんせい  
介護保険を申請する  
ことができます。

かいご ふくし  
介護福祉  
サービス

- しょうがいしゃふくし じぎょうしよ  
・障害者福祉サービス事業所
- きょたくかいごじぎょうしよ  
・居宅介護事業所
- にゅうしよしせつ  
・入所施設
- とくていししていけいかくせうだんじぎょうしよ  
・特定指定計画相談事業所など
- こうけんじん  
・後見人

- ちいき ほうかつ しえん  
・地域包括支援センター
- きかんがた ほうかつ しえん  
・基幹型包括支援センター

みなみくしょうがいしゃじりつしえんきょうぎかい  
南区障害者自立支援協議会  
平成25年3月作成  
へいせい ねん がつさくせい